

◎新潟県告示第634号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年11月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市両津湊字川方196番から	新	8.0～53.0メートル	2,591.8メートル
同市住吉字上浜25番1まで	旧	6.0～23.0メートル	2,436.8メートル

備考1 路線の重用

一部区間県道両津真野赤泊線と重用

2 路線の重複

一部区間佐渡市道両津幹線9号線、佐渡市道住吉33号線と重複